くらし百科 Living Information

問は問い合わせ先です

農業所得の申告準備はお早めに

農業所得の申告は、平成15年分から原則として、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得を算出する「収支計算」による申告となっています。これまで例外的に認められていた**「簡易計算」による農業所得の申告は、平成19年分の申告から廃止され、完全に「収支計算」による申告になります。**

収支計算による申告を行うには、**農業についての収入金額や必要経費にかかる記帳と、出荷伝票や領収書などの保存が必要**となります。来年の申告も円滑に行われるよう、早めに準備を始めてください。農業所得の申告についてご不明な点のある方や、詳細についてお知りになりたい方は、市庁舎1階税務課市民税係までお問い合わせください。なお、申告相談の日程については、広報しろいし1月号に掲載します。

問税務課　☎22―1313

ご存じですか？　国民健康保険税のこんなこと

■就職先の健康保険（社会保険）に加入した場合などの手続き

社会保険への加入などで、国民健康保険に異動があった場合は、**14日以内に市民課窓口への届け出が必要です。この手続きは自動的に行われませんので、お忘れのないようご注意ください。**国民健康保険税については、届け出があった翌月以降に、加入していた期間で再計算した納税通知書（変更通知書）をお送りします。支払いは、現在の加入者や加入期間などにより次の通りになります。

①精算により納税額が多かった場合は、還付（差額分を返還）。

②精算により納税額が少なかった場合は、納付（不足分の納付）。

国民健康保険税の納期は9期となっているため、加入期間の月数とは一致しません。精算は届け出の翌月以降となることから、社会保険に切り替わった以降も、**精算までに納期の到達している分については、納付をお願いします。**

なお、税額などについてはお問い合わせいただくか、後日送付する変更通知書でご確認ください。

■国民健康保険税を支払った場合の社会保険料控除について

納めた国民健康保険税は、国民年金保険料などとともに**「社会保険料控除」の対象となります。**控除対象となる税額は、平成19年1月1日から12月31日までに納めていただいた金額です。**社会保険料控除を受ける方は、領収証書（口座振り替えの方は12月中旬以降に送付予定の「市税口座振替納付済通知書」）を申告まで大切に保管してください。**領収書などを紛失したため、国民健康保険税の支払額が分からない場合は、申告用の確認書を税務課で発行します。

問税務課国民健康保険税係　☎22―1313

市民の子育て応援します！

問健康推進課　☎22―1362

本市では、市民の子育てを応援するための各種事業を実施しています。ぜひご利用ください。

■赤ちゃん誕生応援事業

お母さんの健康とお子さんの健やかな出産を応援するため、本年度から妊婦健診費用の一部助成を拡大しています。

●対象　市内に住所を有し、母子健康手帳の交付を受けた妊婦さん

●助成方法　母子手帳の交付の際に「妊婦健康診査費助成券綴」をお渡しします。券の金券使用または償還払いにより、1回3、500円の助成が8回まで利用できます。これまでの「妊婦一般健康診査受診票（第1回）（第2回）」も引き続き利用できますので、計10回の助成になります。

■国民健康保険出産育児一時金委任払制度

分娩費用として、出産育児一時金を市から医療機関に直接支払うことができます。この制度を利用して、出産時における一時的な負担を軽減し、安心して出産を迎えていただくことができます。

●対象となる方

①国民健康保険の被保険者（加入者）

②出産予定日まで1カ月以内の方

③被保険者資格証明書（資格者証）の交付を受けていない方

●申請に必要なもの　国民健康保険被保険者証（保険証）、世帯主の認め印、出産予定医療機関の受領委任同意書（「委任払申請書」の同意書欄に記載のあるもの）

※出産後の手続きが別途必要。

人権擁護特設相談所を開設します

●日時　12月8日（土）10時～15時

●場所　中央公民館第2研修室

●相談員　白石市人権擁護委員および七ヶ宿町人権擁護委員

●相談内容　家族関係や近隣関係、子ども・高齢者関係など。詳しくはお問い合わせください。

問仙台市法務局大河原支局総務課　☎0224―52―6053

生活環境課　☎22―1314

水道メーターを無料で交換します

水道メーターの有効期間は、計量法に基づき8年となっています。今回、有効期間が満期となる方のお宅に、水道事業所で委託した業者が「水道事業所からのお知らせ」を持参してお伺いし、無料で水道メーターの交換作業を行いますので、市民の皆さまのご協力をお願いします。

問水道事業所　☎25―5522

要介護認定者の方も税の障害者控除を受けられる場合があります

左記の対象に該当する方または、扶養親族に対象者がいる方は所得税や市県民税の障害者控除を受けられる場合があります。

控除を受けるには、**福祉事務所に申請して「障害者控除対象者認定書」の交付を受け、申告時に提示**していただく必要があります。

申請や認定基準などの詳細については福祉事務所、具体的な控除額など、税の詳細については税務課までお問い合わせください。

●対象となる方　65歳以上の要介護認定者（要介護1から要介護5の方）で、身体・知的障害者に準ずる状態にある方。

●申請窓口　福祉事務所（福岡蔵本字茶園62―1、総合福祉センター内）

問福祉事務所　☎22―1400

税務課　☎22―1313

製造業事業所の皆さまへ 工業統計調査にご協力ください

経済産業省では、12月31日現在で**平成19年工業統計調査**を実施します。本年12月から来年1月にかけて調査員がお伺いしますので、皆さまのご協力をお願いします。

なお、**本年の調査から、調査項目の一部が変更になっていますので**、記入の際はご注意ください。

問企画情報課　☎22―1324

納めた国民年金保険料は社会保険料控除の対象になります

国民年金保険料は、納めた全額が所得税や市県民税の社会保険料控除対象となります。控除の対象は、平成19年1月から12月までの1年間に納めた金額です。

年末調整や確定申告の際には、既に社会保険業務センターからお届けしている「社会保険料控除証明書」（1月から9月に納めた分の控除証明書）を、10月から12月までの領収書または納付済み通知書などに必ず添付して手続きを行ってください。

免除期間や過去に納め忘れていた分の保険料を納めた場合も対象となります。また、家族の分を納めたときは、納めた方がその分を申告できます。

■「ねんきんダイヤル」をご利用ください

年金請求や年金受給に関する専用相談電話です。

☎0570―05―1165

●受付時間（月～金曜日）

8時30分～17時15分

※月曜日は19時まで、第2土曜日は9時30分から16時まで実施。

■年金記録に関する相談専用電話

☎0120―65―7830

問大河原社会保険事務所

☎0224―51―3111

市民課　☎22―1312

しろいしトピックス わが家の「ごみ減量化・リサイクル作戦」④

今月は資源ごみ「ペットボトル類」の分別・出し方です。

●♲マークが付いている容器のみ、赤の指定袋に入れてください。

●ラベルとキャップを取り外し、中身は空にして水洗いしてから出してください。

※ラベルはもやせるごみ、キャップはもやせないごみです。

■ペットボトルのプレスについて

ペットボトルの使用が増加している中、その「かさばり」が問題となっています。集積所でペットボトルの袋が山となって道路にあふれたり、収集運搬車が1日何度も仙南リサイクルセンターに往復したりしなければならない状況となっています。ペットボトルはプレスする（つぶす）と、容積が2分の1程度に圧縮されます。袋の費用も半分で済み、家計の負担も軽減されますので、できる限りプレスして出すようご協力ください。

ペットボトルは運搬後、細かく破砕されるため、プレスしてもリサイクルに支障はありません。

●プレスする際の注意点

プレスする際は横につぶしてください。また、けがには十分注意してください。簡易プレス機などがあると便利です。

問生活環境課　522―1314

くらしのヒント　Do you know? 知ってる？

悪質商法の被害に遭わないために ～マルチ（まがい）商法～

問いきいきプラザ消費生活相談室　☎22―0783（相談日　月・水・金9時～16時）

初冠雪の便りも聞こえる今日このごろ。今月は、マルチ（まがい）商法について事例を挙げてご紹介します。

■実際に寄せられたマルチ（まがい）商法の相談事例

退職後、元同僚の友人から電話があり、「久しぶりに会わないか。仙台のホテルで健康の話があるから、それを聞きながらお茶しよう。」と誘われ、健康に不安を感じていた私は、チャンスと思ってご一緒しました。

ホテルの会議室には50人ほどの女性が集まっていました。私たちも後ろの方に席を取り、健康の話を聞くことにしました。内容は血液や脳、病気を予防するサプリメントの話などです。話を聞いているうち、健康の維持には、集会であっせんしている商品が必要だと思いました。

商品の購入を申し出ると、「会員のみの販売です。」と言われ、会員登録しました。すると販売担当者は「お友達を紹介したり、商品を販売したりすれば、その金額に応じてご自身の分は安くなります。頑張ってください。」と言って私を励ましてくれたのです。健康になったような気分で家に帰り、この話を家族にすると、「健康食品を飲んで安心するのはいいけれど、人に勧めてはだめよ。やめた方がいいよ。」と言われました。健康に良い物を紹介するのは良くないのでしょうか？

良い商品を紹介するのはいいのですが、**販売方法に問題があるのです。**マルチ商法は「連鎖販売取引」と呼ばれるもので、**法律で厳しく規制**されています。次に該当するものがマルチ商法に当たります。

①物品の再販売や委託販売、紹介販売、同種役務の提供、役務提供のあっせんなどの事業

②特定負担（入会金や保証金、研修費など、組織への加入やランクアップに支払うお金）を伴う加入契約を実施。

③「特定利益（会員の紹介や商品の購入により、割戻金や紹介料がもらえる）が得られる」と言って勧誘するもの。

契約書を受け取ってから20日間以内であれば「クーリングオフ」で契約を解除することができます。商品は健康食品や健康器具、化粧品、補正下着、キッチン用具、布団、貴金属などさまざまです。過量の商品を購入し、支払いができなくなることもあります。甘い話には気をつけましょう。

★オレオレ詐欺や架空請求にご用心！　まずはご相談を。